# 社会奉仕を義務付ける制度等に関する報告 (アメリカ合衆国)

I	社会奉仕を義務付ける制度・・・1頁
Π	中間処遇制度・・・・・・7月
Ш	未決拘禁制度・・・・・・14頁
TT 7	<b>武→氏担刑</b> ★ 0 0 4 4

# I 社会奉仕を義務付ける制度

# 第1 概要

# 1 意義

社会奉仕活動:自らの犯した犯罪によって与えた害につき、社会に対して償わせるための、無報酬の労働を指す。

# 2 歴史

1966年、カリフォルニア州アラメダ郡で組織的なプログラム(低所得の女性交通違反者に対する罰金に代替させ、ジェイルへの拘禁を回避する)として実施される。

この試みは注目を集め、1970年代に何百ものプログラム(特に少年と成人非暴力犯を対象とする)が全国に拡大した。罰金に対する代替的制裁又は保護観察に付加される条件として発展した。

# 3 法的性格

(1)制裁としての位置づけ

刑罰として、又は(それ自体刑罰である)保護観察の条件として科(課)される。

(2)各種制裁の中での位置づけ

保護観察<監督の加重された保護観察<被害弁償及び罰金<<u>社会奉仕</u><薬物濫用治療<デイ・リポーティング(定期出頭)<在宅拘禁及び電子監視<ハーフウェイ・ハウス<ブート・キャンプ<刑務所及びジェイル

# 4 目的

社会奉仕活動の期間が終わるまで、対象者の時間と自由が部分的に制約される。

対象者に建設的な活動を行わせることを通じて、その自己評価を高め、社会からの隔絶を減ら し、努力を通じて社会に資する。

高額の金銭的制裁を支払う余裕のない資力のない犯罪者や、その資産が莫大で金銭的制裁が懲 罰的効果も社会復帰的効果も持たない犯罪者に対する代替的な制裁を提供する。

# 第2 制度の内容

# 1 対象

(1)刑罰として科される場合

社会奉仕が刑罰として規定される犯罪は、宗教的集会の妨害、レーザ・ポインタを他人又は補助犬の目に向ける行為、無料新聞最新号の25部以上の持去り、破壊行為(Vandalism)、公共施設又は公共交通機関における犯罪(料金不払い、音響機器の使用、禁止区域での喫煙・飲食等)、政府機関施設・乗物・他人の財産に対する落書きなどである。

[例] 640条(b) …公共施設又は公共交通機関における犯罪(料金不払い、音響機器の使用、禁止区域での喫煙・飲食等)

法定刑: 250 ドル以下の罰金及び登校・勤務時間外の時間での 30 日間に 48 時間以下の 社会奉仕。

640.6条(a)(1)…他人の財物に対する、消去に250ドル以上要する落書き

法定刑:1,000 ドル以下の罰金及び登校・勤務時間外の時間における180 日間に48 時間以上200 時間以下の社会奉仕。

#### (2)保護観察の条件として課される場合

- [例] 640.6条(b)(1)…他人の財物に対する、消去に250ドル以上を要する落書きをした者に破壊行為(vandalism)や落書きの前科がある場合。
  - 法定刑:6月以下の郡ジェイルにおける拘禁、2,000ドル以下の罰金又はその併科及び 登校・勤務時間外の時間における180日間に48時間以上200時間以下の社会奉 仕。

保護観察の条件として、登校・勤務時間外の時間での 350 日間に 400 時間以下の社会奉仕。

- 640 条. 6(c) (1) …他人の財物に対する、消去に 250 ドル以上を要する落書きをした者に 破壊行為や落書きに関する 2 つ以上の前科がある場合。
  - 法定刑:1年以下の拘禁、3,000ドル以下の罰金又はその併科及び登校・勤務時間外の時間における180日間に48時間以上200時間以下の社会奉仕。

保護観察の条件として、登校・勤務時間外の時間での 480 日間に 600 時間以下の社会奉仕。

# 保護観察の意義(1203条(a))

刑の宣告又は執行の猶予及び保護観察官の監督下における地域社会への条件付き釈放命令。

裁判官は、保護観察を認める場合、法定された拘禁、罰金及び条件のほか、合理的な条件を付すことができる(1203.1条(j))。

軽窃盗(例えば、400ドル以下の財物の窃取。法定刑は、1,000ドル以下の罰金、6月以下の郡 ジェイルでの拘禁、又はその併科)など軽微な犯罪に対して社会奉仕を課すのが典型とされる(罰 金を払えずにジェイルに収容されることを回避する狙い)。

#### 「参照] 1203. 1条(g)

(1)裁判所及び検察官が、暴力的でない犯罪又は重大でない犯罪で有罪とされた者が、保護観察の条件として社会奉仕への参加を命ぜられた被告人が、その社会奉仕の実施にあたって、落書き消去に参加することを要するかにつき、検討するものとする。

ただし、「重大でない犯罪」には、以下の犯罪は含まれない。

- (A) 危険武器取締法に違反する犯罪、(B) 危険な又は殺傷力を持つ武器を使用した犯罪(公共の場で武器を示すことも含む)、(C) 他人への暴力の使用若しくはその未遂又は被害者への傷害を含む犯罪、(D) 子どもを困惑させ、又は、子どもにわいせつな行為をすることを含む犯罪。
- (3)(A)667.5条(c)(暴力的重罪)又は1192.7条(c)(重大な重罪)に定める犯罪で処罰された者、(B)裁判官が、対象者に社会奉仕を命ずると公共の安全が害されると信ずるとき、又は、裁判官が、事実若しくは状況又はその双方からより実質的な刑罰が必要だと信ずるときには、保護観察の条件とすることを考える必要はない。

# ※連邦法域における社会奉仕の位置付け

保護観察は、それが課されることによって、拘禁刑の宣告又は執行が猶予される措置ではなく、 それ自体として刑罰と位置づけられ、社会奉仕は、その付加的条件として課されるものとされる (連邦法典 18 編 3563 条(b)(12))。

なお、量刑ガイドライン 5F1.3 に付された注釈は、「社会奉仕は、一般に、400 時間を超えて 課されるべきではない。より長期にわたる社会奉仕は、適当な配置先の選択と出頭の監視に関す る重い事務負担を課すこととなる。」と述べている。

#### 2 決定手続

# (1) 主体

裁判所及び検察官が、対象者の社会奉仕に対する適性について最終的な決定権を有する。

# (2)手続

その際、保護観察官の調査報告書に示された勧告、犯罪の性質、前歴を考慮することができる。 また、刑法 1203.1 条に規定される一定の者は、社会奉仕命令の対象から除外される。

保護観察官は、暴力的でない犯罪又は重大でない犯罪で有罪とされ、保護観察の条件として社会奉仕への参加を命ぜられた被告人が、その社会奉仕の実施にあたって、地域の高齢者の家屋の修繕又は庭の手入れ及び高齢者施設の修繕に参加することを要するかにつき、検討するものとされる。

#### (3)内容の決定主体

裁判所が、社会奉仕命令の時間、終期、活動内容、命令遂行を確保する責任者を決定する。 命令後、重罪事件のほとんどは保護観察官、軽罪事件では、裁判所書記官が、対象者をボラン ティア団体に付託する。

# 3 命令の内容

街区又は高速道路の清掃,落書きの消去、家屋の修繕や庭の手入れ、食事の配送などがある。 ボランティア団体は、保護観察官とともに、対象者がその犯行に関連を持つ場所で活動しない ように配慮する。例えば、高齢者の貯金を詐取したことで訴追された者につき、地域の高齢者施 設で活動することを許すことは不適当であり、また、対象者の知人が社会奉仕活動を監督するこ とになる場所(教会)も避けるべきとされる。

#### 4 実施手続

#### (1)関係機関

裁判所が命令の実行につき責任を有する。

軽罪事件では、裁判所書記官によって対象者がボランティア団体に付託され、社会奉仕命令を 全うした対象者は、裁判所書記官に、ボランティア団体への登録、進捗状況、社会奉仕命令の終 了に関する証明を提出する。

ほとんどの重罪事件では、保護観察官が、社会奉仕命令の実行を監督することを命ぜられ、作業の割当てを行うボランティア団体に付託する。保護観察官は、その団体を訪問して、対象者が社会奉仕活動を継続していることを確認するため定期的な報告を求める。

対象者は、月に最低1回保護観察官に出頭することを求められ、社会奉仕命令を全うしたとき、 保護観察官に、社会奉仕命令の完了を報告し、保護観察官は、ボランティア団体に確認した後、 裁判所に報告する。

# (2)受入機関

社会奉仕命令は、対象者を付託するボランティア団体を通じて達成される。

これらの機関は、軽度の作業について無償の助力を必要としている非営利団体又は政府系機関に組織的奉仕活動を行う。そのような団体は多数あって、地域の宗教団体や公的な財政支出の行われている地域の公園や市の保守点検部門が含まれる。

ロスアンジェルス郡では、裁判所は、高速道路、幹線道路及び州道の清掃隊を管理しているカリフォルニア州交通局での社会奉仕を命ずることがある。

また、カリフォルニア州には、落書き消去プログラムもあり、落書きで処罰された少年犯罪者 を含め、多くの犯罪者が、このプログラムを通じて、社会奉仕活動を行っている。

# (3)作業確保の方法・手続

地域で必要とされる活動は数多くあり、裁判所として宣伝をすることはない。

私的なボランティア団体には、Red Cross、The United Way、Goodwill といった私的非営利団体や宗教に基礎を置く地域的団体が含まれる。この団体を通じて、社会奉仕活動の対象となる施設等が選択される。社会奉仕命令に基づいて行われる活動は、地域社会に役立つものである必要があるため、活動の割当てが適切であることを確認する必要がある。

なお、ほとんどが都市部であるロスアンジェルス郡では問題を生じないが、そうではない地域では、対象者に、援助、職業紹介及び命令遵守の確認を行うことのできる団体を確保することが難しいことがある。

そのような地域で、社会奉仕の前提となる監督等が得られないとき、保護観察官は、対象者に 社会奉仕を命ずる見込みが小さく、そこでは、保護観察官は、郡ジェイルにおいて拘禁すること を勧告するとされる。

対象者がロスアンジェルス郡を離れ、社会奉仕命令の実行のための資源の得られない、より田舎の郡に引っ越す場合、裁判所には、社会奉仕命令が実施できないことにつき告知され、地方の当局は、社会奉仕命令の実行に十分な資源がないことを理由に、削除や変更を勧告することとなる。

# (4)配置・監督の手続

ボランティア団体は、対象者の有する技能を、公的又は私的非営利団体の需要と適合させた上で、裁判所の命令を適時に完了させる責務を負う。

ボランティア団体は、対象者と面接を行い、その関心、技能、健康上の制約、交通手段・子どもの世話役の有無などにつき、情報を得た上で、受入の判断を行い、受け入れる場合には、最も適切な場所に配置する(複数の選択肢から対象者に選ばせることも可能)。

## (5)監督方法

裁判所から、社会奉仕命令に関する対象者の進捗に関する情報を求められた場合、保護観察官は、裁判所に情報を提出しなければならない。保護観察官は、進捗状況の報告にあたり、ボランティア団体に接触し、裁判所に情報を提供する。

団体は、前の週末又は週の、対象者の活動を確認するため、配置先に照会するものとされる。 なお、裁判所は、あるボランティア団体が開発したシステムを利用して、裁判所のコンピュータ から、対象者の活動状況に関する記録を閲覧することができる(対象者は予め生体情報を登録し ておき、出頭時と帰宅時に認証装置に指を触れるだけで、活動の記録が作成される。カリフォル ニア州交通局でも利用されている)。

# 5 違反の場合の措置

# (1)違反認定の機関

配置先への欠勤やプログラムの条件違反があれば、1 週間以内又は裁判所の定める期間内に裁判所に報告する。

一般的には、保護観察官が、裁判所に、保護観察の違反を報告する。

また、対象者が、裁判所によって認められた期間に社会奉仕を完了することができない場合、 保護観察官は、裁判所に告知しなければならない。

# (2) 違反の認定手続

社会奉仕命令への違反は、保護観察の条件違反となり、保護観察の変更手続又は取消手続が行

われることがある。

変更手続又は取消手続は、裁判所の変更手続は、保護観察の期間内のいつでも、裁判所の職権で、又は対象者、検察官、保護観察官の申立によって開始される。保護観察の変更の要件は、司法の利益がそれを必要とすること、及び、対象者が保護観察の条件に違反したこと、対象者が新たな犯罪を行ったこと等である。

保護観察官が保護観察の取消を求める場合、対象者に、その旨及び取消の事前聴聞の日時・場所の記載された書面を送付する。これに代えて、被告人が条件に違反したと信ずる相当な理由があるときは、再度身体を拘束し、裁判所のもとに連れて行くことができる(取消の事前聴聞では、相当な理由の有無が審査される)。

事前聴聞の後に行われる正式聴聞(両者は統合されることもある)では、対象者に、違反事実の書面での告知、証拠開示、中立公平な審理、自らの手続への出席及び証拠の提出、証人審問、 取消理由の書面での提示に関する権利が保障される。

裁判所は、変更等の申立に関し、保護観察官に対して、書面による報告を求める。作成された 違反報告書には、ボランティア団体への付託時期、条件違反に関する議論の回数、保護観察官の 取り組みなどが記載され、ボランティア団体への付託関係書類、作業先からの進捗状況報告書も あわせて提出される。

# (3) 違反への対応

保護観察官は、社会奉仕命令完了のための期間を延長するよう求めることができる。これは、 病気、怪我のような、予見できない出来事が発生した場合にのみ認められる。

保護観察官は、対象者に支払可能な罰金に変更されるべきことを勧告することもある。

社会奉仕の時間の追加は、継続する保護観察の条件違反(技術的な違反)に対する制裁として、また、裁判所が適当と認めるとき、制裁として、課される。

保護観察官は、対象者が社会奉仕命令の条件に従おうとしない場合には、ジェイルでの拘禁を 科すことを勧告できる。その場合、裁判所は、対象者に、拘禁のために出頭すること、又は、聴 聞の際に再び拘禁することを命ずる。

# (4)裁判所の判断

条件違反を認めた場合、裁判所は、保護観察を維持する(同じ期間と条件の場合と条件を付加する場合が含まれる)か、これを取り消して量刑を行う。

なお、保護観察が取り消される場合のほとんどは、対象者による新たな犯罪行為によるものと される。

## 6 受入機関の守秘義務

裁判所と契約をした機関は、秘密保護に関する州法を遵守することが求められる。

私的団体からの仕事先の紹介委託業務に対して支出を伴う場合、その団体との契約には、その 団体が、対象者のプライバシーの保護及び団体への対象者の配置過程で収集された情報の保護に 関する局及び州の規律に従うことを求める条項が盛り込まれる。

# 7 社会奉仕活動中に生ずる事故への対処

ロスアンジェルス郡は、契約ボランティア団体に、事故を対象とする賠償責任保険を掛けることを要求している。

対象者を委託された団体が、賠償責任保険を提供するか、事故に対する責任を免除する放棄書 に署名するよう求めるかは、その機関に委ねられている。

# 第3 財政的基盤

郡保護観察局は、ボランティア団体から提供された役務に対して財政上の支出を行っていない。 ボランティア団体は、登録・配置、記録維持に関し、対象者の負担能力に応じて、40~100 ド ルの手数料を徴収することができる。

# 第4 刑事施設の収容状況との関係

刑事司法関係機関の負担を軽減する効果が期待でき、ジェイルでの拘禁を減らすことには役立つ。

# 第5 評価

社会に役立つ、償いをする、費用を省くという効果のうち、もっとも大きいのは、経済的な点だとされる。

適切な対象者に対して社会奉仕を命ずる限り、現実に対象者が活動している姿を見れば、社会の理解も得られる。拘禁するジェイルが過剰収容の問題を抱えていることも考えると、なおさらである。

#### Ⅱ 中間処遇制度

## 第1 概要

# 1 意義と種類

中間処遇(Intermediate Sanctions)制度

施設に収容する方式(施設居住型)

ハーフウェイ・ハウス(Halfway House)、ショック拘禁(Shock Incarceration)、損害回復施設(Restitution Center)等

それ以外の方式

デイ・リポーティング・センター(Day Reporting Center)、在宅拘禁(Home Confinement) 等

ハーフウェイ・ハウス=居住型社会内矯正施設(Residential Community Correction Facilities)

24 時間体制で職員が配置され、保護観察に付された者(強度の監督を伴うものも含む)又は 仮釈放された者を短期間収容して必要な処遇を行う、居住型の施設。統制ないし指導監督を必 要な範囲にとどめつつ、受刑者の自律性獲得を援助する。

保護観察や仮釈放よりも強力な監視を行いつつ、そうでなければ刑務所内で処遇される受刑者を、より多くの処遇サービスを享受できる地域社会の中にとどめ置く。不行状があれば、受刑者は刑務所に戻されることがある。

その規模、運営主体の官民の別、提供される処遇プログラムの内容、収容される受刑者の種類などの点では、多くの相違が見出される。その中にあって、最も歴史のある施設が、ハーフウェイ・ハウスである。

その特徴は、①受刑者は、処遇施設で生活をする、②受刑者は、仕事を探して定職に就き、 又は、学校に通わなければならない、③受刑者は、仕事のために施設から外出できる、④受刑 者は、その他の理由で外出する際、事前の許可が必要である(時間、目的に関する制約に服す る)、などである。

施設では、刑務所やジェイルでの処遇に比べて費用はかからない。受刑者は、定職に就き、 そこでの所得から、費用の一部を負担する一方、家族を養いつつ、被害者に対する弁償をする ことができる。

連邦 矯正局施設での拘禁 社会内矯正施設 保護観察による監督 (2004年)

1日当たりの経費 \$63.57 \$55.07 \$9.46

# 2 連邦法域における社会内処遇施設(ハーフウェイ・ハウス)

司法省矯正局 (Federal Bureau of Prisons) が刑事施設を所管する (2007 年 8 月 25 日現在の職員数は 35,700 人である)。

社会内処遇については、ワシントン D. C. にある本部事務所、6 つある管区事務所、さらに、28 ある地域事務所(社会内処遇管理者[Community Corrections Manager; CCM]が配置される)の職員によって運営されている。

被収容者総数 199,485 人 (2007 年 9 月 20 日現在) のうち、同局の運営する施設では 166,804 人、民間事業者の運営する施設では 20,953 人、ハーフウェイ・ハウス等 (在宅拘禁[Home Confinement]を含む) では 11,728 人 (うち、ハーフウェイ・ハウスに収容されている者は 8,007

人、在宅拘禁されている者は1,451人である)の受刑者をそれぞれ収容・処遇している。

量刑ガイドライン 5F1.1.は、「社会内拘禁(Community Confinement)は、保護観察又は仮釈放 (supervised release) の条件として課すことができる。」と規定する。

社会内拘禁には、ハーフウェイ・ハウスへの収容も含まれ、この収容は、一般に、6 か月を超えることはできないとされるが、薬物濫用の治療といった特定の社会復帰プログラムを実施する場合には、より長期の期間を定めることもできる。

裁判官は、量刑に際して、その裁量に基づき、社会内拘禁の効果を上げるために適当な条件を 付加することができる。

# 連邦法典 18編 3624条(c)

「矯正局は、その実行が可能である限り、6月を超えない範囲で、拘禁刑の刑期の最後の10%にあたる期間の相当な部分を、受刑者が地域社会への復帰に適応し、それに備える相当な機会を与える環境の下で、処遇しなければならない。」(1990年改正により追加。全受刑者に適用される)

さらに、連邦規則 28 編 570.20 条及び 570.21 条を参照。

矯正局の所管するハーフウェイ・ハウス型の施設には、居住型社会復帰施設(Residential Reentry Center; RRC)と包括的制裁施設(Comprehensive Sanction Center; CSC)とがあり、同局と契約を締結した民間の事業者によって、257の施設が運営されている(2007年1月現在)。釈放の近づいた受刑者に、社会復帰に向けた準備を行う環境として、適当な住居を提供するほか、組織化されたプログラム(薬物濫用治療など)、職業斡旋、カウンセリングなどを実施している。

施設は、公共交通機関から1マイル以内の場所にあるか、事業者が週7日利用可能な交通手段 を提供することが必要である。

定員 31 人以上の施設では、常勤(週 40 時間勤務)職員のうち、主たる人員として、施設長 (Director)を含め3名を置くことが必要である。事業者は、職員に対して、必要な訓練を施すものとされる。ボランティアの活用も推奨される。

受刑者は、1週当たりの総収入の25%に相当する生活費(ただし、RRCへの収容に要する日額 平均費用を上回らない範囲で)を事業者に支払わなければならない。

居住型社会内処遇施設 (RRC) は、従前、社会内処遇施設 (Community Corrections Center; CCC) と呼ばれていたが、近時、処遇の内容を明確に表現し、地域社会に基礎を置くものであることを際立たせるため、名称の変更が行われた。

包括的制裁施設(CSC)は、矯正局が、保護観察官、契約事業者と広範な協力関係を結び、より高い危険のある受刑者の個別の必要に応えるために設けられたもので、社会内処遇管理者(CCM)が、受刑者の特性や刑務所からの勧告を踏まえて、居住型社会復帰施設(RRC)での処遇よりも適当であると判断した場合に選択される。社会内処遇の行われている受刑者の45%を収容している。

さらに、「母子は一緒に」(Mothers and Infants Together; MINT)プログラム(危険の低い、 妊娠中の女性受刑者に対して、出産前2か月及び出産後3か月間にわたって実施される)、在宅 拘禁(就労時間以外は、自宅に留まる)プログラムがある。

# 3 歴史

1960年代、矯正における地域社会の役割が強調されたことに伴い、居住型矯正に対する連邦の財政的支援を得て展開した。

1980 年代、景気後退、世論の硬化から、その拡大には歯止めがかかったが、薬物犯罪への対応 強化及び量刑改革によって刑務所の過剰収容(1981 年 9 月に 26,195[5,527]人であったが 1989 年 9 月には 51,152[19,615]人となった。[]内は薬物犯罪による受刑者数)の問題を生じたことか ら、さらに、その活用が模索されることとなった。

その特徴は、社会への復帰を支援し、特別な処遇上の必要に対応する手段としての、伝統的な側面に、より危険な受刑者群を管理統制する手段としての側面を加えたものとして現れてきている。さらに、財政支出削減の効果も期待されている。

# 4 法的性格

# (1) 制裁としての位置づけ

拘禁刑が宣告されると、刑務所で執行が行われ、その最終段階の一定期間を、社会内処遇施設に移され、さらに、その施設を出た後、仮釈放(連邦では、1984年、Parole が廃止され、新たに、Supervised Release の制度が設けられた。)の期間を、保護観察官の監督の下で過ごす。

# (2)各種制裁の中での位置づけ

保護観察<監督の加重された保護観察<被害弁償及び罰金<社会奉仕<薬物濫用治療<デイ・リポーティング(定期出頭)<在宅拘禁及び電子監視<<u>ハーフウェイ・ハウス</u><ブート・キャンプ<刑務所及びジェイル

# 第2 制度の内容

# 1 対象者(移送の不適格事由)

以下の範疇に含まれる場合、通常は、居住型社会復帰施設(RRC)に移送しないものとされる。

- ①性犯罪者
- ②退去強制対象者
- ③医療的処遇(精神医療を含む)の対象者
- ④賠償責任プログラムへの参加拒否者
- ⑤薬物濫用教育コースへの参加拒否・中止・除籍者
- ⑥逮捕、有罪判決又は拘禁の見込まれる、余罪のある者
- ⑦刑期が6月以下の者(通常の場合)
- ⑧釈放準備プログラムへの参加拒否者
- ⑨地域社会に対する重大な脅威となる者

悪質な規則違反を繰り返す者(暴力、逃走を繰り返した者、暴力的・テロリスト団体との 関係を持った経歴のある者)がこれにあたり、明らかに危険な受刑者が排斥されるべきだと される(一度の暴力事件で自動的に不適格だとされるわけではない)。

刑務所長は、受刑者が釈放される地域を管轄する保護観察官に対して、危険性に関する意見を求めることができる。

⑩収容及び釈放時の地位が未決等である者

2000 年には、40,674 人の受刑者が釈放されたが、22,561 人(55%)の受刑者が不適格等の理由で居住型社会復帰施設(RRC)に移送されなかった(なお、連邦の施設から釈放された退去強制対象者は13,519 人であった)。

刑務所内でも、教育(高校卒業資格[GED]の獲得、英語教育[ESL])、作業、職業訓練(86の分野にわたる。9,427人が登録)、薬物治療(34%の受刑者が薬物濫用による障害を有する)、精

神衛生(14,369人の受刑者につき、精神医療上の必要があると診断されている)、職業紹介(模 擬就職説明会の開催)のプログラムが行われるほか、釈放準備プログラムが用意されている。

同プログラムには、6つの中核領域があり、それぞれの領域のうち、1つのコースに登録することを推奨される(釈放の24月前から開始される)。

# 2 移送決定手続

# (1)決定機関

受刑者の移送先は矯正局が決定する。移送は受刑者の申請に基づくものではない。 居住型社会復帰施設(RRC)が受入を拒絶する場合は、理由を特定した書面で、その旨回答する。 2000年に移送されたのは、18,113人(45%)であった。

#### (2)決定手続

遅くとも釈放予定日の11週から13週前に、居住型社会復帰施設(RRC)への移送の適格性に関する判断を含む、釈放準備計画を確定する。

移送の勧告は、受刑者の処遇上の必要、公共の安全、刑務所被収容者数の合理的管理の必要に関する評価に基づいて行われ、収容日数は、受刑者個人の処遇上の必要及び現に地域社会で利用可能な資源を含む、多くの要因を考慮しなければならない(移送先の居住型社会復帰施設[RRC]は、受刑者の帰住先に応じて決定される)。

勧告中、収容日数に関しては、60 日から 90 日、90 日から 120 日のように、少なくとも 30 日の幅を持たせるものとする(刑務所の被収容者数と、予算及び居住型社会復帰施設[RRC]の収容人数とを調和させるため、柔軟性が必要となる)。収容日数の上限は 180 日である。

刑務所長が居住型社会復帰施設(RRC)への移送を承認したときは、関係書類(受刑者の署名入りのプログラムへの参加同意書を含む)2組を、社会内処遇管理者(CCM)に送付し、うち1組は居住型社会復帰施設(RRC)に転送される。

職員は、社会内処遇管理者(CCM)に対して、書面で受入の可否について連絡する。受入の場合、受入日を確認する書面を提出する。また、受刑者に対しては、受入証、生活費支払同意書、RRC規則を送付する。受入を拒否する場合、その理由を書面で提出し、社会内処遇管理者(CCM)がその適否を判断する。

# (3) 対象者による拒否

移送適格者が居住型社会復帰施設(RRC)への移送を拒否する場合、収容施設職員は、その理由を調査し、これを尊重することができる。拒否の理由として、居住型社会復帰施設(RRC)での処遇が不首尾に終わった経験があること、他の受刑者と衝突する可能性があること、居住型社会復帰施設(RRC)の場所又は釈放先住居からの距離が遠いことなどが考えられる。

# 3 処遇の内容・手続

#### (1)入所

受刑者の到着後直ちに、職員は個別面接を行い、医療上の理由以外の理由によって、他の受刑者と離して居住させる必要があるか否かを判断するとともに、身体の様子や情緒につき評価し、身体と精神に関する質問を行う。居住型社会復帰施設(RRC)の規則についても、この際に説明される。

事業者は、受刑者の到着日に、移送命令に署名の上、社会内処遇管理者(CCM)に返送し、指紋採取や写真撮影を行い、受入書式を完成させる。

#### (2) 収容期間

収容日数の上限は、6月又は刑期の10%にあたる期間のいずれか短い方である。 平均収容期間は、104日であった(2000年)。

拘禁刑の期間は定まっており、移送はその最後の段階で行われるため、期間の延長はない。

# (3) 処遇の概要

事業者が、就職支援、住居確保支援、薬物及びアルコール濫用治療、生活技能訓練などのプログラムを提供する。

居住型社会復帰施設(RRC)に移送された受刑者は、入所から 15 日以内に、週 40 時間の勤務先を確保することを期待されている。職員が、地域の雇用先のネットワーク等を通じた就職支援や、履歴書作成や面接技術の訓練を行う。

住居が必要な場合、職員がその確保を支援する。居住型社会復帰施設(RRC)から釈放後、保護観察官による監視に付される受刑者については、新しい住所を確認するとともに、保護観察部に通知する。

薬物及びアルコール濫用に対する治療やカウンセリングについては、すべての居住型社会復帰施設 (RRC) において、受刑者の必要と濫用歴に基づいてプログラム (Transitional Drug Abuse Treatment Program) が提供される。カウンセリングは、資格のある職員によって行われるのに対して、治療は、矯正局と契約を結んでいる認可事業者によって提供される(2006 会計年度において、50%を超える受刑者が参加した)。

医療費については、受刑者が自己負担するが、事業者は、緊急時の生命維持に必要な治療を確保する責任を負っている。

# (4) 処遇の段階的展開

事業者は、受入後2週間以内に、受刑者それぞれの必要に応じた社会復帰計画を完成させる。 引き続き、最初の6週の間に、2週間おきのプログラム策定のための面接を行い、処遇担当者 と受刑者は、最低2週間毎に、進捗状況を審査して、これに署名をする。

刑務所から地域社会への移行段階(Community Corrections Component)

自由に対する制約が最も大きい段階で、受刑者はまずこの段階に配置する。

仕事、宗教活動、許可された余暇活動、プログラム実施上の必要等のために外出するときを 除き、行動は施設内に制限される。家族等との面会も施設内でのみ行われる。

プログラム検討班(program review unit.事業者が編成)が、次の段階に進ませるか否かを判断し、施設長がその権限を付与される。社会内処遇管理者(CCM)が、権限を付与されることもある。

#### 釈放前段階(Pre-release Component)

週末又は夜間の外出許可によって、地域社会や家族と関わる機会が多くなる段階で、受刑者は、予め日程を組み、職員から承認を受けた毎日の詳細な予定表を作成しなければならない。 その予定表には、移動経路、目的地及び所要時間が含まれる。

社交目的での外出が認められるには、受刑者が職に就いていることが必要である。

#### 在宅拘禁(Home Confinement)

自由に対する制約が最も小さい段階で、受刑者が施設に居住することから恩恵を受けることがなくなった段階で、事業者が勧告する。承認済みの活動、プログラム上必要とされる活動、及び/又は仕事をしていないときには、受刑者は、自宅にいなければならない。

事業者は、受刑者に関する情報を社会内処遇管理者(CCM)に送付して、在宅拘禁の判断を求め

る。受刑者が在宅拘禁の条件に同意し、所定の書類に署名するまで、在宅拘禁は実施されない。 在宅拘禁条件の遵守状況を監視する手段には、電話、直接の接触、電子監視機器がある。

職員は、受刑者の自宅若しくは勤務先又はその双方に、毎日、時間帯を定めず、電話をかけ、これに加えて、毎週1回、訪問する。受刑者は、、経過観察、カウンセリング、尿検査、その他必要とされるプログラムへの参加のため、施設に戻ることを求められる。

電子監視の対象者に対しては、少なくとも30日に1回、職員が、その自宅と勤務先を訪問する。

事業者は、この段階に移行した受刑者について、食事、医療、衣服、洗濯サービス等を提供 し、また、ベッドを確保する必要はない。

# (5)受刑者の監督と施設の安全確保

施設の出入については、受刑者及び来訪者、職員、ボランティアの氏名、所属団体、出入の時刻及び目的は全て記録される。雇用、捜索、尿検査についても、記録が保管される。

受刑者は、承認を受けた活動のためだけ、外出時に署名をして、施設を離れることができる。 事業者は、受刑者の外出に関して、交通手段、外出先での接触相手、外出時刻、目的地、目的、 許可された帰所時刻、帰所時刻、確認した職員の署名等の記録を保管する。

長時間又は長距離 (施設からの距離が 100 マイルを超える)の外出については、外出許可 (Authorized Absence)が必要である。就職活動、家族関係の強化、宗教、教育、余暇及びカウンセリング等の活動のために、受刑者には、一時的な外出又は外泊が許可されることがある(受刑者の犯した犯罪、プログラムの実施状況、地域社会への影響等が考慮される)。

尿検査は、毎月、無作為に抽出した 5%の受刑者に対して行われるほか、薬物濫用の経歴を有する者などに対しては、1月に4回以上行われる。

飲酒検査は、受刑者が施設に帰ってくる度に、アルコール検知器を使用して行われる (0.02% 以上。職員も施設内での飲酒は禁止される)。

施設への持込みが禁止される物品(携帯電話など)は、事前に書面で周知される。

事業者には、受刑者に対する捜検が許され(記録は不要)、受刑者の居住空間や所有物の検査は、必要に応じ、少なくとも1月に1回実施される(記録が必要)。

薬物に似た物を発見したときには、薬物判定キットを用いて、薬物の種類を同定する。職員は同キットの取扱いに習熟する必要があり、事業者は市販キットを常備しておかなければならない。

## (6)退所

事業者は、退所の5日前に、社会内処遇管理者(CCM)とともに、仮釈放証明書、監督条件など全ての釈放関係書類の確認を行う。

事業者は、退所から5日以内に、受刑者に関する最終報告書を作成し、原本を社会内処遇管理者(CCM)に、副本を保護観察官に、それぞれ送付する。

受刑者の釈放後直ちに、電話、ファクス又は電子メールで、釈放の事実を社会内処遇管理者(CCM)に連絡する。

2000年には、90%の受刑者が無事退所し、10%は刑務所に戻った(その理由は、就職活動の拒否、外出禁止の無視、薬物使用などである)。

# 4 懲戒

禁止行為は、その重大性に応じて、4つの範疇に区分され、これに対応する制裁が定められる。

制裁には、警告、叱責から仮釈放期日の取消・延期まで様々なものがある。

禁止行為と制裁は、施設の職員及び受刑者に周知される。

違反者に対しては、施設職員による調査及び施設懲戒委員会による審理が行われる。重大な事案に関しては、社会内処遇管理者(CCM)も関与する。

# 5 事業者の守秘義務

受刑者の個人情報についての守秘義務が課される(刑事罰及び民事損害賠償)。

事業者は、社会内処遇管理者(CCM)の許可なしに、受刑者に矯正局の資料を開示してはならない。 事業者は、受刑者に関する情報を開示するには、その相手方を問わず、受刑者当人からその署 名のある情報開示書を徴するとともに、社会内処遇管理者(CCM)の許可を得なければならない。

# 第3 効果等

ハーフウェイ・ハウスにおける収容については、①自由な環境で暮らすための再調整を支援する、②より条件のよい仕事を見つけるのを助ける、③刑務所に収容されているときに比べ、家族とのより親密な関係がもたらされる、④薬物使用及び飲酒をやめるのを助ける(受刑者は薬物検査や呼気検査を受ける)、⑤家族を経済的に支えることができる、などの利点が指摘される。

ある調査では、ハーフウェイ・ハウスでの処遇は、通常の保護観察や仮釈放に比して、再犯を減らす効果が認められるが、それは全てのプログラムについてではなく、再犯防止の効果は、危険の高い犯罪者に対して、また、質の高いプログラムにおいて、認められることなどが指摘される。

# Ⅲ 未決拘禁制度

# 第1 概要(連邦法域)

# 1 身体拘束の要件と審査手続

# (1)身体拘束

逮捕…「相当な理由 (probable cause)」の存在 (合衆国憲法修正 4 条) 連邦法典 18 編 3041 条以下に規定される。

## (2)要件審査の手続

- ・裁判官による事前の令状審査・大陪審の正式起訴状の発付による場合
- ・上記以外の場合

「相当な理由」に関する審問

修正4条は、身体を拘束する相当な理由の存在を判断する、司法による審査を要求しているが、逮捕前の令状審査と同様のものでよい。その審査が、逮捕から48時間以内に行われるならば、「合理的」だとされる。

# 2 公判前における釈放

#### (1)目的

身体拘束からの解放は、被疑者・被告人の防御を可能とし、無実であり得る者の拘禁を回避する。合わせて、被疑者・被告人をその間拘禁する費用も省くことができる

他方で、逃亡、証拠破壊、他人に対する危害のおそれもあることから、拘禁はこれらを防ぐための性質を帯びる。保釈金の納付その他の釈放の条件は、上記のおそれを防ぐために付されることとなる。

# (2) 歴史的展開

従前の状況

- ①保釈金の設定が機械的に行われることが多い。
- ②保釈保証人(Bondsman. 被告人の釈放のために、手数料を取って、保証金を提供する業者)に対する手数料は被告人が出頭しても戻らない(資力がないために貸付を受けた者が支出を求められる)。裁判官ではなく、保釈保証人がジェイルの看守となり、手数料を払える者が自由を買い、業者が危険だと考える者はジェイルに留まる。裁判官は、保釈金の額を定め、納付された預託金を保管するという事務的な役割を果たすこととなる。
- ③非常に多くの人が拘禁される。家族は経済的援助を受けられないままの状態におかれ、仕事も失う。証人との接触、被害者との和解、地域社会とのつながりの維持ができないことなどから、公判前にジェイルに拘禁されている者は、他に比べて、有罪になる可能性が高く、より重い刑を受けることが多い。

#### 改革の方向

①1966 年改正法

金銭による保釈制度から、拘禁の最小化、自己保証による保釈の最大化が目指される。

#### ②1984 年改正法

金銭による保釈制度が多くの州で用いられているが、被告人が公判に出頭する見込みを個別的 に評価することとともに、自己保証による又は金銭によらない被告人の釈放を促進することが目 指される。 公判前における釈放中に犯罪を犯すおそれのある被疑者・被告人を「予防的に」拘束する(保 釈しない)ことを認める規定を設けた。

例えば、(a) 釈放の際に被告人の出頭確保とは関連の薄い条件を課すこと、(b) 別の重罪事件に関して釈放されているときに犯罪を行った者、又は、逃走する、若しくは、他人や地域社会に危険をもたらす可能性のある者を、10 日を超えない期間、拘禁すること、さらに、(c) この期間後も、釈放すると、いかなる条件を付しても、公判への出頭、証人への危害防止又は犯罪実行の防止を合理的には担保できない場合、公判前において拘禁できることとした。

# (3) 釈放の条件

自己保証又(Release on Recognizance; ROR)は出廷担保金証書 (unsecured appearance bond) による釈放 (18編3142条(b))

- ①釈放中、連邦、州又は地域の犯罪を犯さないこと
- ②42 編 14135a 条の規定する犯罪(全ての重罪、性的虐待等の性犯罪、暴力的犯罪、及び、これらの犯罪の未遂又は共謀)に該当する場合には、DNA型の資料を提供すること
- ③裁判官が、そのような方式での釈放では被告人の出頭が合理的に確保されるといえない、又は、他人若しくは地域社会の安全を危険にさらす、と判断しないこと

# 保釈金等による保釈

裁判官が、上記の方式での釈放が、被告人の出頭を合理的に保証しない、又は、他人若しくは 地域社会の安全を危険にさらすと判断するとき、次の条件を付加して、公判前における釈放を命 ずる(18編3142条(c))。

#### 必要的条件

- ①釈放中、連邦、州又は地域の犯罪を犯さないこと
- ②42 編 14135a 条の規定する犯罪に該当する場合には、DNA 型の資料を提供すること

追加的条件(最も制限的でない条件又はその組み合わせであることが必要)

- ①対象者の監督を引き受け、条件違反を裁判所に報告することに同意した者の拘禁下に留まること
  - ②勤務を続ける又は定職がなければ積極的に仕事を探すこと
  - ③教育プログラムを継続又は開始すること
  - ④特定の人物との交友、居所、旅行に対する制約に従うこと
  - ⑤被害者及び証人となる可能性のある者との接触を避けること
  - ⑥指定された法執行機関、公判前釈放事務機関その他の機関の下に定期的に出頭すること
  - ⑦特定された夜間外出禁止(curfew)を遵守すること
  - ⑧銃器、破壊的機器又は他の危険な武器を所持しないこと
  - ⑨過度に飲酒しないこと、医師等の処方なしに違法薬物又は他の規制薬物を摂取しないこと
  - ⑩医療、心理又は精神上の治療を受けること
  - 不出頭の場合に、十分な価値を有する財産の没取を実行すること
  - ⑩担保付きの保釈保証契約を実行すること
  - ③勤務、登校その他の限定された目的のための釈放に続く特定された時間、拘禁に戻ること
- ⑭被告人の出頭と第三者及び地域社会の安全を確保するために合理的に必要とされるその他の 条件を満たすこと

被害者を未成年者とする、誘拐や性的虐待等の(性)犯罪では、釈放には必ず電子監視を課し、

これに付加して、最低でも④⑤⑥⑦及び⑧の条件を課さなければならない。

# (4)拘禁審問(detention hearing)

下記の犯罪を含む事件につき、検察官の請求(書面による必要はない)により、釈放の条件につき審問を行う。

- ①暴力的犯罪(他人の身体・財産に対する物理力の行使等を要素とするか、その実質的危険を含む犯罪)又は法定刑の上限が10年以上の拘禁刑とされる、18編2332b条(g)(5)(B)に列挙された犯罪(テロリズム犯罪)
  - ②法定刑の上限が死刑又は無期刑とされる犯罪
  - ③法定刑の上限が10年以上の拘禁刑とされる、規制薬物に関する犯罪
- ④被告人が、①ないし③の犯罪に関する前科、又は①ないし③に対応する州法上の犯罪の前科 を有するときはすべての重罪
- ⑤被害者が未成年である犯罪、銃器、破壊的機器、他の危険な武器の所持又は使用、性犯罪者 としての不登録を含み、その他の点では暴力的犯罪でないもの

下記の場合につき、検察官の請求により又は職権で、釈放の条件につき審問を行う。

- ①被告人が逃亡する重大な危険がある
- ②被告人が、司法妨害にでるか、それを試みる、又は、証人又は陪審員となる可能性のある者 を威迫、傷害、脅迫するか、それを試みる重大な危険がある

# (5)考慮要因

被告人の出頭、他人及び地域社会の安全を合理的に担保する条件があるか否かを判断する。

- ①犯罪の性質及び周辺事情(=犯行に至った事情及び犯行時の状況。作成者註)
- ②被告人に不利な証拠の重み
- ③被告人の前歴及び特性
- ④釈放によって、他人及び地域社会に対して生ずる危険の性質及び重大性

# (6) 不服申立手段

釈放又は拘禁命令に対する審査申立(18編 3145条)

# 第2 釈放中の逃亡等の防止策

#### 1 逃亡等の防止のための措置

不出頭罪(18編 3146条)

故意の不出頭を処罰することとし、その刑は、拘禁の基礎とされた犯罪の法定刑に応じて定まる。被告人によって生じたものではない、やむを得ない事情の存在は、本罪に対する抗弁とされ、被告人はそのような事情がなくなり次第、出頭しなければならない。

不出頭の事実が、拘禁の基礎とされた犯罪に対する刑の加重の根拠とされている場合でも、 不出頭罪による処罰は、二重の危険の禁止に触れないとされる。

電子監視 (釈放の追加的条件として課される)

# 釈放中の犯行に対する処罰(18編3147条)

釈放中に犯した犯罪が重罪か軽罪かに応じて法定刑が定まる(重罪であれば 10 年以下の拘禁、軽罪であれば 1 年以下の拘禁刑)。新たに犯した犯罪(拘禁の基礎とされた犯罪ではない。また、連邦の犯罪に限る)に対する刑に対して、順次的に執行される。(訴追と公判なしには

処罰のできない)独立の犯罪ではなく、新たに犯した犯罪に対する刑の加重事由として位置づけられている。

なお、釈放の判断をする裁判官は、釈放中の犯行に対する刑を含め、釈放条件違反に対する 刑につき、被告人に告知を行わなければならない(18編3142条(h)(2)(A))。

# 釈放条件の違反に対する制裁(18編3148条)

制裁として、釈放の取消、拘禁命令、裁判所侮辱による訴追を規定する。

法定刑は、1,000 ドル以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁、又はその併科である (18 編 402 条)。

# 2 運用の実態

#### (1)関係機関

連邦地方裁判所に置かれる公判前釈放事務部(Pretrial Services Office)が、裁判所に、調査と監視という二つの機能を提供する(釈放された被疑者・被告人による犯罪を防ぎ、不必要な公判前の拘禁を減らすための試みとして、1974年、10地区において試行的に導入された。

1982 年、保護観察部から独立して、連邦地方裁判所のある 94 地区に置かれる)。背景調査、報告準備、被疑者・被告人の監督、カウンセリング、治療、教育及び雇用に関する責任を負い、調査の結果は、公判前釈放事務報告書(Pretrial Services Report)として、裁判官に提出される。 釈放された被疑者・被告人に対する監督は、この機関の職員によって行われる。

# (2)対象

公判前において保釈された者(被疑者又は被告人)。

#### (3)運用

#### ①調査に関する側面

被疑者が連邦捜査官によって逮捕されると、公判前釈放事務官が、迅速かつ徹底的な、被疑者の背景調査を実施する。情報の主要部分は、逮捕直後に行われる面接の際に被疑者から獲得される。

面接は、通常、被疑者が最初に裁判官の面前に出頭する直前に実施される。被疑者の面接を行った後、公判前釈放事務官は、被疑者の情報の裏付けを取り、また、追加の情報を得る。

その調査は、被疑者の家族、友人、同僚、雇い主、捜査機関、金融機関と接触する方法で行われる。なお、被疑者から提供された情報は、有罪・無罪ではなく、釈放に関する適性の有無を判断するために用いられる。

公判前釈放事務官の責務は、被疑者・被告人が、将来の裁判官の聴聞に出頭しない、又は、社会に危険をもたらすおそれの有無を判定する点にあり、その際、被疑者・被告人が有罪と証明されるまで無罪と推定されることと、被疑者・被告人の中に管轄地域から逃亡し、又は、地域社会に脅威をもたらす者がいる可能性があることとの間の均衡を図らなければならない。

一旦調査が終わると、公判前釈放事務官は、裁判官が、公判中の釈放又は拘禁に関する判断を 助ける勧告を提出する。

公判前釈放事務官が、被疑者・被告人が裁判所に出頭しない蓋然性があると信ずるとき、金銭による保釈を勧告する。その場合、被告人が裁判所に出頭しないとき、被告人又は被告人の保釈 保証人(通常、被告人の家族、仕事上の同僚又は親しい友人)は保証金を没取される。

加えて、事務官は、釈放の条件について勧告する。その条件とは、武器所持の禁止、被害者又は証人との接触禁止、飲酒・薬物使用の禁止、被告人の旅行や交友相手の制限、求職・就労の継

続、教育又は職業訓練の受講、旅券の提出などである。とりわけ、釈放条件は、個別の被告人に合わせて調整され、釈放中、連邦、州又は地域の犯罪を犯さないことという一般的条件を常に含また。

全ての事案において、裁判所への出頭を確保するのに合理的な、最も制限的でない条件を勧告することが、公判前釈放事務官の責務であり、条件を組み合わせても将来の出頭を確保できないとき、又は、被疑者・被告人が地域社会に対する危険とみられるとき、拘禁が勧告されることとなる。

# ②監督に関する側面

公判前釈放事務官は、釈放された被告人に対し、善良な市民として生活するよう促しながら、 公判段階における被告人の必要を援助し、被告人が裁判官の命じた条件に従うことを確保することに努める。

特に、公判前釈放事務官の監督責務には、公判前釈放事務機関の事務所及び被告人の住居における定期的な面接、被告人の雇用状況の確認、薬物及びアルコール治療、精神医学カウンセリングに関する条件遵守の監視、教育又は職業訓練の調整、就職の援助などが含まれる。

自宅その他の場所で被告人に対する 24 時間の監視を要する場合、公判前釈放事務官による監視は、電子監視を用いることもある。最新の電子的監視の方法として、全地球位置把握衛星(GPS)技術を用いて、被告人の行動の追跡が行われ、被告人の居場所に係る制約の遵守を同時的に監視することが可能となっている。

公判前釈放事務官は、被告人が保釈中に犯した違反を裁判官に告知する。被告人が公判前釈放 事務官のもとに、指示どおりに出頭せず、又は、裁判官の命じた条件を遵守しないときは、裁判 官によって、より厳格な条件が課され、さらに、再び拘禁されることもある。

保釈保証金により被告人の釈放が命ぜられるとき、公判前釈放事務官は、公訴が棄却され、被告人が無罪とされ、又は量刑手続が終了するまで、被告人を監督する。

被告人が有罪の答弁を行うか、正式審理を経て有罪と認定されると、裁判官は量刑公判の期日を告知し、保護観察官に事件を送致するが、これは保護観察官による量刑前報告書(Presentence Report)の作成を目的とした措置であり、被告人はなお公判前釈放事務官の監督の下に置かれる。

有罪判決では、釈放中の被告人が出頭すべき執行事務部 (Marshal Services Office) 及び期日が指定され、その期日までは、被告人は公判前釈放事務官が担当し、宣告された刑が執行される施設に関する情報を提供する。

# (4)電子監視

在宅拘禁における行動制約の程度には、夜間の外出禁止(Curfew)、通勤・通学を除く外出禁止(Home Detention)から、通院・礼拝等を除く24時間の在宅拘禁(Home Incarceration)まで幅がある。外出の頻度は、対象者の必要及び裁判官から課された制約に応じて、事案毎に決定される。

これらの行動制約の実効性を確保するために、電子監視が命ぜられることがある。公判前における釈放の条件に違反した被告人に対して、釈放の追加条件として課される場合もある。

公判前釈放事務官は、対象者の背景、住居の状況、電話の性能等を考慮した上で、電子監視を 伴う在宅拘禁の適否に関する判断を行う。

なお、電話線を通じて対象者の在宅情報を確認する従来型の無線による電子監視機器を徐々に 廃止するとともに、GPS を用いて、被告人の居場所を、毎分追跡して監視する、最新技術の導入 が進められている。GPS 機器の利用が不可能な場合には、従来型の機器を利用することもできる。

「能動的(active)」GPS システムは、従来の無線による電子監視の性能を遙かに凌ぐもので、 この技術によって、裁判官又は公判前釈放事務官による、対象者の出入禁止地域の設定が可能と なった。違反があれば、監視担当者に直ちに警告がなされる。

公判前の段階で釈放された者に対する監視の期間については、17 日ないし 242 日との統計がある(公判前においては満期日が定まっていないことから、監視の期間は、手続の進行速度に依存する)。

カリフォルニア中央地区では、ギャング構成員、薬物密売人、性犯罪者、コンピュータ詐欺、 アイデンティティ窃盗、ホワイトカラー犯罪の被疑者・被告人に対して使用している。

監視の対象者数は180~190人で、監視班5人で分担している。

監視機器として、能動的 GPS は 20%、受動的 GPS は 80%の割合で利用している。

被告人に対する監視は、ジェイル又は刑務所での拘禁に比べて、費用のかからない代替手段として、重要な意義を有する。被告人を拘禁すると一日 62 ドルの費用がかかるのに対して、GPS 監視では 8.75 ドル (「能動的」システム) ないし 4.60 ドル (「受動的」システム)、従来型の機器では 3.30 ドルの費用ですむとされる。

#### IV 電子監視制度

#### 第1 概要

# 1 意義と法的根拠(連邦法域)

電子監視が、保護観察 (probation) 又は仮釈放 (supervised release) の条件として課される(保護観察につき 18 編 3563 条 (b) (19)、仮釈放につき 3583 条 (d))場合、刑務所等における拘禁に代わる在宅拘禁の実効性を確保する手段として位置づけられる。

量刑ガイドライン 5F1.2 は、「在宅拘禁は、保護観察又は仮釈放の条件として、施設への収容に代替する手段としてのみ、科すことができる。」と規定する(監視の効果を上げる他の手段が利用可能な場合のことを考慮して、電子監視を在宅拘禁の条件とはしなかった)。

もっとも、カリフォルニア中央地区では、裁判所の判断に特に示されない限り、在宅拘禁は電子監視を伴う方式で執行されている。

# 2 歴史

1960年代に精神障害者の脱施設化運動の中で開発され、1983年、ニューメキシコ州で刑事司法分野に導入され、5人の対象者の監視が行われた。

1986年までに、21州で電子監視プログラムが導入され、900人以上に対する監視が行われ、1990年10月には、50州全てで実施されることとなった。

連邦では、1988年、最初に電子監視を用いた夜間外出禁止を伴う仮釈放が行われた。

その後 15 年間で、ジェイル等の施設外で監視されている者の数は、75,000 人に増加し、地域 社会内における監視監督のうち 20%は電子監視を伴うものと見積もられる。

全米では、約150,000人の者が、何らかの形(保護観察、仮釈放又は公判前拘禁)で電子監視を受けているとされる。

1980 年代における電子監視制度の急速な浸透には、2 つの変化が寄与したとされる。

まず、特に、末端の薬物犯罪に対して必要的最低刑期制度を導入した結果として、刑務所人口が増加して、過剰収容状態に至った。これへの対応として、裁判所が収容制限を命ずる事態を生じている。次に、情報処理技術の基盤が整備され、デジタル・ネットワークの拡大が、より能力が高く、費用のかからない超小型処理装置の利用を可能とした。

# 3 監視方法

従来型の電子監視では、対象者の電話線につなげられた現地監視機器 (Field Monitoring Device: FMD) 及び対象者の身体に装着された発信器を利用していた。装置は、対象者が住居に出入りする際に、職員に知らせる (家庭用電子監視送受信装置システムの価格は、機材だけで 50,000 ドルといわれ、別途生ずる運用費用については、対象者も負担する)。

近時、GPS システムが導入され、「受動的(Passive)」GPS (対象者が住居を離れた時から帰宅するまで居場所を記録する。対象者の移動に関する情報が保管される。装置からの情報は、インターネット上の地図作成システムにダウンロードされる。この情報は、対象者が住居に戻ったときに取得される)と、「能動的(Active/Real Time)」GPS (対象者の居場所を常時記録する。情報は、インターネット上の地図作成システムを通じていつでも入手することができる。本システムは、特定区域への出入りを含む「重要な出来事」を職員に警告するよう、プログラムすることができる)の方法がある。なお、釈放条件の違反者に対しては、能動的 GPS が用いられる。

声紋同定器は、健康上の問題により発信器を装着できない対象者に対して用いられている。対

象者の声を録音した資料を用いて、対象者が住居にいることを無作為に確認する。電子監視を伴わない在宅拘禁プログラムに参加することを命ぜられた事案に対してもまた用いる。

飲酒検知器は、声紋認識を用いて対象者の同一性を確認し、禁酒状況を監視する。検査は、対象者の在宅が予定される時間帯に4回まで無作為に実施される。

ただし、これらの機器による監視に依存することなく、電話をかけたり自宅を訪問したりして、 対象者の状態を直接確認することや、家族や知人から情報を得ることも重要である。

# 2 実施手続

# (1)対象者の選別

ペースメーカーを装着している者は、電子監視の対象とすることはできない。

在宅拘禁プログラムに参加する適性を評価し、対象者を選別する過程では、対象者及びその家族構成員に対する面接とともに、対象者宅の見分が実施される。この過程では、①配偶者暴力の前歴、②暴力の前歴、③足首や足の腫脹や循環不全(poor circulation)のような健康状態、④プログラムの規則を理解し、遵守する対象者の能力、⑤過去に生じたプログラムとの不適合、⑥地域社会に対する危険、などの要因を考慮する。

なお、下宿、居住型治療施設及び準個室施設は、在宅拘禁の実施上、適当とはいえない。

# (2)対象者の同意

保護観察官は、在宅拘禁プログラムへの参加条件を遵守する意思を判断することが必要である。 電話設備(キャッチホンや転送機能のないこと、コードレス電話でないことが必要)、勤務日 と時間、その他の日常生活に対する制約について説明し、その制約に関する同意を得なければな らない。

通常は、弁護人からも説明がなされ、同意が得られている。

# (3)対象者の行動

対象者が、プールに行く、娯楽施設を利用する、家政婦を雇うことは、制度に対する、一般市 民の支持を減少させることにつながり得る。

#### (4) 行動日程

対象者の行動日程は、監視機器が取り付けられた時点で確定する。その変更は、通常は、認められない。

#### (5)費用負担

対象者は、「従来型の」電子監視機器につき、1日当たり10ドルを超えない範囲で、費用の支払いを求められる。

#### (6)機器の点検

少なくとも1月に1回は、対象者の自宅に赴き、機能の点検を行う必要がある。

#### 第2 評価等

## 1 長所と短所

電子監視は、ジェイルでの拘禁に比して、自由制約の程度が少なく、頻繁な家庭訪問と無作為の電話とを組み合わせて保護観察を行う場合と比べても、その侵害の程度は小さい。

もっとも、電子監視の期間は180日を超えないことが望ましいといわれることがある。 ネット・ワイドニング (net widening) の問題も指摘される。

拘禁に対する代替策として、対象者が、その家族とともに暮らし、仕事を続け、必要なサービスを受けることを可能とし、社会の有用な構成員となるための基礎を提供する。

家族との関係が深まる反面、衝突の機会も増えることも考えられる。

費用の節減に役立つ(連邦の在宅拘禁プログラムによって、1996 会計年度だけで、3,800 万ドルから 7,000 万ドルの費用の節減が可能となったとの試算がある。なお、節減できる金額は、在宅拘禁の対象となっている 13,000 人が収容される施設の警備の程度によって異なる)。

再犯抑止の効果があるとの調査に対して、もともと参加者が危険性の低い者であることを反映 していることも考えられるとして、監視終了後の長期的な再犯率は現時点ではまだ不明確なまま との指摘もなされている。

保護観察における電子監視の期間を満了し、80%が保護観察の期間を満了したとの調査がある。

# 2 一般市民の受け止め方

ニューヨーク州の市民 521 人を対象とする調査 (1995年) は以下のとおりであった。

92%が、電子監視は、拘禁に代わる手段として用いられるべきだとしながら、有罪判決後における用い方として、54%が、ジェイルや刑務所での拘禁を経た後で利用することを支持し、拘禁を経ることなく利用することを認めるのは31%に留まっている。

また、71%が、電子監視は、再犯のおそれの小さい、軽い犯罪を犯した者に対してのみ用いるべきだとするのに対して、再犯のおそれの小さい、重大犯罪を犯した者に対して用いてもよいとするのは、15%である。

対象犯罪については、飲酒運転(54%)、1,000ドル以下の財物の損壊・窃盗(57%・54%)、保護観察中の条件違反(56%)につき、半数を超える者が、電子監視の利用を是認しているが、治療を要する身体犯(13%)、違法薬物の譲渡(15%)、薬物使用(30%)及び保護観察中の新規犯罪(7%)に対する利用を支持する者は少ない。

さらに、公判前の段階で、釈放されても犯罪を行いそうにないが、保釈金を支払えない者について、電子監視を用いるべきとする者は、6%に留まっている。

犯罪問題の解決にはより多くの犯罪者を刑務所やジェイルに拘禁するのが最善だとする者が13%であり、電子監視の利用目的として、43%が犯罪者の処罰、47%が犯罪者の社会復帰、63%が拘禁に係る費用の削減、59%が市民に対する危害からの保護を挙げている。

最後に、電子監視をプライヴァシー権の侵害とみる者は 6%であるが、89%が、常に対象者の 居場所を知らせる機器の利用は適切だとする一方で、74%は、在宅中の対象者の様子を見たり、 聞いたりすることは適切ではないと考えている。

#### 3 運用現場の評価

直接対象者の自宅に行く必要がないため、時間・手間がかからない。ただし、警告には、対応しなければならない。

保護観察に付された者につき、経験的に、監視期間が8月を超えると、足首の機器を破壊したいと言い出す対象者が出てくる。

確信犯的な違反行為については対応に限界がある。

